

平成 20 年度

青梅市財政健全化判断比率
および資金不足比率審査意見書

青梅市監査委員

写

青 監 第 3 0 号

平成 2 1 年 8 月 2 5 日

青梅市長 竹 内 俊 夫 様

青梅市監査委員 小 澤 英 喜

同 榎 戸 直 文

平成 2 0 年度青梅市健全化判断比率および資金不足比率審
査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）
第 3 条第 1 項および第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判
断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した
書類について、別紙のとおり意見を付します。

以 上

平成20年度青梅市健全化判断比率
および資金不足比率審査意見書

第1 審査の期間

1 健全化判断比率

(1) 審査の期間 平成21年7月30日から平成21年8月13日

(2) 説明の聴取 平成21年8月3日

2 下水道事業にかかる資金不足比率

(1) 審査の期間 平成21年7月30日から平成21年8月13日

(2) 説明の聴取 平成21年8月4日

3 病院事業にかかる資金不足比率

(1) 審査の期間 平成21年7月13日から平成21年8月13日

(2) 説明の聴取 平成21年7月17日

第2 審査の対象

1 健全化判断比率

2 資金不足比率（下水道事業、病院事業）

第3 審査の手続

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第5 審査の概要

1 健全化判断比率

平成20年度の健全化判断比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

項目	健全化判断率	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	-	12.01	20.00
2 連結実質赤字比率	-	17.01	40.00
3 実質公債費比率	6.3	25.0	35.0
4 将来負担比率	-	350.0	

(注)上記表中の「-」は、実質赤字比率および連結実質赤字比率においては赤字額がないことを表しており、将来負担比率においては将来負担額がないことを表している。

(1) 実質赤字比率について

平成19年度に引き続き、黒字となっている。

なお、平成19年度および平成20年度いずれも、東京都26市すべて黒字である。

(2) 連結実質赤字比率について

平成19年度に引き続き、黒字となっている。

なお、平成19年度および平成20年度いずれも、東京都26市すべて黒字である。

(3) 実質公債費比率について

平成19年度と比較すると次表のとおり0.2ポイント悪化している。しかしながら、早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

なお、平成19年度においては東京都26市中16位であり、平成20年度においては東京都26市中17位である。

(単位 : %)

実質公債費比率 (単年度)			実質公債費比率 (3 か年平均)
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 19 年度
4.4	3.1	10.8	6.1
平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 20 年度
3.1	10.8	5.0	6.3

(4) 将来負担比率について

将来負担額は、次表のとおり、平成 19 年度に引き続き将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担額はないこととなっている。

なお、平成 19 年および平成 20 年度いずれも、東京都 26 市中将来負担額がない市は青梅市を含めて 7 市である。

(単位 : 千円、%)

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	増減額	増減率
将来負担額 A	64,165,452	59,412,459	4,752,993	7.4
充当可能財源等 B	65,183,190	60,825,002	4,358,188	6.7
分 子 C = A - B	1,017,738	1,412,543	394,805	38.8
標準財政規模 D	25,762,149	26,164,143	401,994	1.6
将来負担比率 C / D × 100	-	-	-	-

(注) 上記表中の「 - 」は、将来負担額がないことを表している。

2 資金不足比率

平成 20 年度の資金不足比率は、次表のとおりであり、平成 19 年度に引き続き資金不足ではなかった。

なお、平成 19 年度および平成 20 年度いずれも、下水道事業については 26 市すべて資金不足でなかった。

(単位 : %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業	-	20.0
病院事業	-	20.0

(注)上記表中の「 - 」は、資金不足でないことを表している。

第 6 要望等

健全化判断比率は、実質赤字比率および連結実質赤字比率においては黒字となり、実質公債費比率においては早期健全化基準を下回り、将来負担比率においては将来負担額がないという結果となっている。また、資金不足比率は資金不足ではなかった。今後も、これらの数値の推移に留意しつつ、健全な財政運営に努められたい。